Oncolys BioPharma Inc.
最終更新日：2015年7月17日
オンコリスバイオファーマ株式会社
代表取締役社長　浦田　秦生
問合せ先：常務取締役管理担当　六反田　靖　03-5472-1578
証券コード：4588
http://www.oncolys.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営が効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、その目的である「経営に対する監視機能」「研究開発を基盤とした効率的経営による収益体制の強化」「経営内容の健全性」を実現するとともに、経営上の重要課題と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
アステラス製薬株式会社	727,200	7.91
WONIK　CUBE　Corp.	712,900	7.76
CBC株式会社	375,000	4.08
湘南ソニック1号投資事業有限責任組合	355,000	3.86
浦田泰生	320,700	3.49
NVCC6号投資事業有限責任組合	240,000	2.61
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED CLIENT A/C 69250601	167,800	1.82
日本証券金融株式会社	166,900	1.81
エヌ・ブイ・シー・シー五号投資事業有限責任組合	120,000	1.30
株式会社SBI証券	115,000	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、平成26年12月31日現在の状況です。

湘南ソニック1号投資事業有限責任組合は、平成25年12月31日時点において当社の主要株主でしたが、平成26年12月期中に当社株式を一部譲渡したため、主要株主に該当しないことになりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特に記載すべき事項はありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浦野　文男	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦野　文男	○	株式会社エクスキャリバー代表取締役 TeraRecon,Inc.(米国)社外取締役 株式会社SESA代表取締役会長 株式会社ジナリス社外取締役	長年の企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、中立的・客観的な視点から有効な助言を頂けるものと判断したためであります。 また、同氏の兼職先との間には取引その他の関係もないため、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役（社外監査役含む）は、会計監査人との関係において、法令に基づき会計監査報告を受領し、相当性についての監査を行うとともに、必要の都度相互に情報交換・意見交換を行うなどの連携を行い、内部監査部門との関係においても、内部監査の計画および結果についての報告を受
けることで、監査役監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上野　健二郎	弁護士													
大木　史郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野　健二郎		セイノーホールディングス株式会社社外取締役 王子ホールディングス株式会社社外監査役	弁護士として、法務並びにコンプライアンスに対する相当程度の知見を有しております。当社 の業務執行に関する意思決定等に対しその妥当性、適正性といった観点から適切な提言を頂くため、社外監査役に選任しております。
大木　史郎		富士化学工業株式会社開発部長	長年製薬企業で研究開発の責任者を務めてお り、当社事業に対する相当程度の知見を有しております。専門的な見地から当社業務執行の当性、適正性について適切な提言を頂くため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績の達成及び各取締役の業績への寄与度に応じて、インセンティブとしてストックオプションとしての新株予約権を役社員等に付与しております。当該ストックオプションの状況および内容につきましては、有価証券報告書「第一部　企業情報　第4　提出会社の状況　1. 株式等の状況　(9) ストックオプション制度の内容」をご覧下さい。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するため、ストックオプションとして新株予約権を発行しております。
付与対象者は、当社の取締役、監査役及び従業員並びに社外協力者としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示手段：有価証券報告書、事業報告
開示状況：取締役、監査役及び社外役員の報酬をそれぞれ総額で開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬額算定方法は、株主総会で承認された範囲内において、取締役会、監査役会で個別の額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社において、社外監査役の業務を補助する体制と致しましては、経営管理部が窓口となり、取締役会の開催通知、出欠の確認、議事録の回覧、捺印等所要の連絡及び調整を行っております。
また、必要に応じて経営管理部が常勤監査役と連携し、会議の議案内容に関する事前情報伝達のほか、必要な情報の収集や資料の提供、個別ヒヤリング等によりサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役会設置会社のガバナンス形態を採用しております。
取締役会は、取締役5名（内1名は社外取締役）、監査役3名（内2名は社外監査役）で構成されており、当社の経営上の重要な意思決定は、毎月一回の定例取締役会及び必要に応じて随時開催する臨時取締役会において行っております。業務執行については、「職務権限規程」の決裁基準に基づいて決議され、常勤役員会において審議を行っている他、案件に応じて代表取締役、担当役員並びに部長が決裁し、スピードを重視した意思決定を行っております。
監査役は、取締役会等の重要会議に出席して取締役の職務状況を客観的立場で監査するとともに、会計監査人及び取締役から報告を受け、重要な書類の閲覧を行う等のほか、内部監査部門とも連携を取りながら、経営監視機能の充実を図っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と業務執行機能を有する取締役会に対し、社外取締役の設置、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。社外取締役の浦野文男氏は、上場企業の代表取締役を経験されており、経営についての相当程度の知見を有しております。
上述の通り監査役は、経営の透明性をより高めるため監査役員数に占める社外監査役の比率を過半としており、取締役会への出席に加え、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を厳正に監査し、内部監査部門及び会計監査人とも密接な連携を図っております。これにより適正な監査を実施しております。
研究開発を基礎とする事業活動を行っている当社のコーポレートガバナンスの有効性を担保するためには、その充実・強化に寄与する人員を構成することが重要であると考え現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成26年12月期の株主総会の招集通知は、平成27年3月10日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成26年12月期の株主総会は、平成27年3月26日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家の皆様をはじめ全てのステークホルダーに対し、当社へのご理解を深めていただく上で、企業情報・財務情報を適時性・公平性・正確性の観点より積極的に開示する方針を作成・公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年1回以上説明会を開催していく予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として半期毎に説明会を開催していく予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書などの法定開示資料に加えて、決算説明会、その他のプレゼンテーション資料をタイムリーに掲載していく予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を取り巻く皆様からの信頼を得るとともに、企業の社会的責任を果たすため、企業理念、リスク管理規程コンプライアンス遵守にその内容を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	リスク管理規程コンプライアンス遵守において、常にステークホルダーの正当な利益を考慮し誠実に行動すること、および、事業運営に関する必要な情報を、ステークホルダーに適切に開示することを定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．経営理念及び内部統制システム構築指針
経営理念

1. 私たちが求めて止まないのは、医療の“イノベーション”です。そのために、普段からの医学研鑽を惜しみません。
2. 少人数で大きな仕事を成し遂げてこそ、アドベンチャーと言えるでしょう。大企業に出来ないことこそ、私たちが成し遂げるべき目標です。
3. いくら儲かるからではなく、どれだけの人を救えるかに価値観をもち、その結果としての利益を追求してゆきたいと考えます。
4. 経営者と社員だけではなく、株主様ともこの意識を共有してゆきます。
5. 常に透明な経営を心がけ、定期的な情報公開を行ってゆきます。
6. 社会貢献を目指す社会人として、常にコンプライアンスの遵守を心がけます。

この経営理念に基づき事業を推進するために、法令・定款等を遵守し、社会規範・市場ルールに則り公正かつ適切な経営の実現を図る具体的対応として、会社法及び同法施行規則に基づき、内部統制システムの構築及び整備に関して以下のとおり定める。
なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書または電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（研究開発、知的財産権、副作用、為替変動、訴訟事件等）について、「リスク管理規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。
(2)「リスク管理規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現を図り、且つ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
(2)取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限を適切に配分する。
(3)当社の重要な業務執行に関する事項について常勤役員会で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

5．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。
(1)取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
(2)「リスク管理規程」にコンプライアンスに関する規定を定め、取締役１名を「リスク管理担当役員」に任命し、コンプライアンスに対する役職員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
(3)代表取締役社長直属で内部監査業務を専任所管する「内部監査室」を設置し、「内部監査室」は年度監査計画に基づいて監査を実施し、その監査結果を代表取締役社長に報告する。代表取締役社長は、監査結果に対して改善の指示を行い、「内部監査室」はその改善状況を再度監査する。
(4)役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかに常勤監査役に報告する体制を構築する。会社は当該報告の内容を秘守し当該報告者に対して不利益な取扱は行わない。
(5)財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行なう。
(6)役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には現在子会社は存在しないが、今後当社が子会社を設立等した場合、企業集団で内部統制の徹底を図るべく、子会社に関して責任を負う取締役を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理体制、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき使用人（以下監査役スタッフという）として、適切な人材を監査役の求めに応じて任命することとする。
(2)監査役スタッフに対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けないこととする。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。
a.会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
b.内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
c.重大な法令・定款違反
d.その他コンプライアンス上重要な事項
(2)監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
(3)監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。
(4)監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう、コンプライアンス上の問題を通報した通報者と同様に保護措置を講じるものとする。

9．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は、監査役の業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店その他の営業所に立ち入り、重要な取引先等の調査、又、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
(2)監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に陪席することができる。
(3)監査役は監査内容について情報交換を行うため、内部監査室及び会計監査人と連携を図る。
(4)監査役が職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行において必要でない又は生じたものではない場合を除き、これに応じるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定し、運用を行っております。
基本方針：
1．社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。
2．反社会的勢力を排除するため、外部専門機関と緊密な連携を図る。
3．社内体制を整備し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。
4．反社会的勢力に対しては、直接的・間接的問わず、一切の利益供与を行なわない。
5．調査等に際しては、雇用機会均等法・個人情報保護法といった関連法規を遵守する。

整備状況：
反社会的勢力との関係遮断のために、万一不法・不当な行為や要求に直面した場合には、個人的対応を行わず、担当部署である総務・人事部に連絡・相談し、組織的対応をするものとしております。具体的には、社内規程「反社会的勢力の排除に関する規程」において、未然防止措置等、実際の手続きを定めております。また、同規程の別紙として「反社対応マニュアル」を作成し、具体的な状況ごとの対応措置を定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



